

奄美らしいワーケーションスタイル構築業務委託 公募型プロポーザル募集要項

1 業務名 奄美らしいワーケーションスタイル構築業務

2 事業目的

近年、個人をはじめ社会全体を挙げて、新たな働き方・自分らしいワークライフバランスの確立に向けての取組が進展している。

このような中、コロナ禍において観光地や帰省先など自宅以外でリモートワークをする過ごし方や、旅行しながらも仕事ができる「ワーケーション」が、新たな働き方・多様な働き方の一つとして注目されている。

本業務は、本市における既存の公共施設を活用した新たな働き方を具体化する中で、観光を含めた新たな切り口である「ワーケーション」に対して、さらなる施設活用の可能性を見出すとともに、これと併せてさらに後押しする施策を展開することで、奄美観光の長期滞在促進およびさらなる振興・発展に繋げることを目的とする。

3 業務内容

上記2の事業目的を踏まえ、別紙「奄美らしいワーケーションスタイル構築業務委託仕様書」に定める内容とする。

4 募集方法：公募型プロポーザル方式

5 履行期限：契約締結日から令和4年2月28日（月）まで

6 提案上限額：8,470,000円（税込）

7 参加資格

- (1) 本業務における主たる業務を実施する能力を有していること。なお、本業務における「主たる業務」とは本業務の遂行に係る企画立案、運営及び資金管理並びに事務局との連絡調整を指す。
- (2) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 奄美市から指名停止措置（入札参加停止措置）を受けていないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75条）第18条もしくは第19条の規定による破産手続き開始の申立て（同法附則第3条に規定する申立てを含む）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条規定による更生手続き開始の申立て（同法附則第2条に規定する申立てを含む）または民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定による民事

再生手続開始の申し立てをしていない者かつ申立てをされていない者（更生計画または再生計画が認可された者を除く）であること。

- (6) 奄美市暴力団排除条例（平成 25 年 3 月 27 日条例第 7 号）に規定する暴力団又は暴力団員ではないこと。また、暴力団の威力の利用や暴力団に利益を供与する等の当該条例に違反する行為がないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- (8) 契約締結までに上記の条件を満たさなくなったときは、その時点で失格とする。
- (9) 過去、国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）、地方公共団体又は公共的団体が発注した、ワーケーション推進業務等（以下、「類似業務」という。）を複数回受託した実績があること。
- (10) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。その場合の要件は以下のとおりとする。
 - ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - イ 共同企業体を構成する全ての事業者は、参加資格(1)ないし(7)の要件を満たす者であること。
 - ウ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、参加資格(9)の要件を満たす者であること。

9 失格要件

次のいずれかに該当する場合には、その参加者は失格とする。

- (1) 本プロポーザルに関して、直接・間接を問わず、本市関係者に不正な接触や要求をした場合。
- (2) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合。
- (3) 指定する様式（以下「様式」という）によらない場合
- (4) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合。
- (5) 様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合。
- (6) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
- (7) 記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。
- (8) 許容された表現方法以外の表現を用いている場合。
- (9) 虚偽の記載があるものや盗用した疑いがあると認められる場合（契約締結後に事実関係が判明した場合においても同様とする）。
- (10) その他「募集要項」の諸条件に違反した場合

10 評価基準・評価方法等

(1) 一次審査

下記(3)評価基準に基づき、提出された企画提案書の内容について点数化した審査を行う。点数の合計が高い者（上位3社程度）は二次審査（プレゼンテーション審査）への参加資格を有することとする。二次審査への参加資格を有する者については、日程・時間を個別に連絡する。

(2) 二次審査（プレゼンテーション審査）

参加申込者は提出した企画提案書の内容に基づくプレゼンテーションを行う。プレゼンテーション審査会において、選定委員会の審査委員は必要に応じてヒアリング等を実施し、内容を総合的に評価する。

なお、開催場所は奄美市を予定しているが、新型コロナウイルス感染状況によりWeb等を利用したオンライン審査に変更される場合がある。

※プレゼンテーション時間は25分（プレゼン15分、質疑応答10分）を予定。パソコン及びモニターは市が準備するが、パソコンは企画提案者が持ち込んでもよい。

※プレゼンテーションで使用する資料は企画提案書と全く同じものでなくてもよい。ただし、資料は企画提案書に添い、かつ補足する内容とし、企画提案書を超える新たな提案は認められない。

(3) 評価・審査基準

審査にかかる評価項目及び評価基準は次の表のとおりとする。

評価項目	評価の視点
提案内容	本業務の目的及び内容等の理解度が高く、方向性が的確か。
	独創性及び実現性のある具体的な提案がされているか。
	本市における「ワーケーション」を定着させ、奄美観光のさらなる振興・発展に繋がる内容となっているか。
実施体制及び作業スケジュール	事業内容を踏まえた実施体制及び作業スケジュールとなっているか。
実績	本事業と類似又は同規模の事業を実施した実績を有しているか。
費用の積算	委託事業費の内訳が明示されており、適切な積算となっているか。

最終的に評価点の高い上位2者について、審査委員の審議により契約候補者及び次点順位者を特定する。

なお、参加申込者が2者未満の場合であっても、内容の審査を行い選定の可否を決定する。

(4) 審査結果

二次審査の審査結果については、二次審査に参加した全参加者に対して文書にて通知するとともに、奄美市ホームページにて契約候補者のみ公表する。なお、選考の過程は非公開とし、審査内容や審査経過の問合せ、選考結果の異議申し立て等については受け付けない。

11 スケジュール

(1) 全体日程

事業者選定の実施に係る概ねのスケジュールは以下のとおりであるが、新型コロナウイルス感染症による情勢等により、変更される場合があるものとする。

	項目	期限等	備考
1	質問受付期限	令和3年5月26日(水)	12:00まで
2	質問回答	令和3年5月28日(金)市HPに回答	
3	企画提案書等の提出期限	令和3年6月4日(金)	17:00まで
4	一次審査結果通知(予定)	令和3年6月中旬 ※予定※	
5	二次審査(プレゼンテーション)	令和3年6月下旬 ※予定※	
6	二次審査結果通知	二次審査の実施から3日以内に通知	

(2) 本プロポーザルに関する質問の受付と回答(応募資格のある者のみ)

①質問期限 令和3年5月26日(水)12:00まで

②質問方法 「質問書」(様式8)に記載の上、電子メールで送信すること。

※提出アドレス kanko@city.amami.lg.jp

※件名の先頭に【質問書】と記載し送信後、電話により受信確認を行うこと。

③回答方法 令和3年5月28日(金)までに質問者名を伏せたうえで、奄美市ホームページで回答する(予定)。

(3) 企画提案書等の提出

①提出期限 令和3年6月4日(金)17:00まで **(必着)**

②提出 持参又は郵送によること。ただし、郵送の場合は到着確認が可能な手段をとるものとし、必要書類全てを提出期限内に到着するよう送付すること。

③提出書類 12に定める書類

④提出部数 10部

12 提出書類等

(1) 企画提案応募申請書・・・【様式1】

(2) 企画提案書・・・【様式2】

A4縦置き・横書きを基本とし、必要に応じA4横置き・横書きを可とする。

また、両面印刷の場合は、長辺とじとすること。

(3) 会社概要表(組織図、業務内容、資格等)・・・【様式3】

(4) 積算書・・・【様式4】

各積算費目の単価と内訳を記載し、この事業を実施するにあたっての全ての費用を積算すること。

(5) スケジュール表・・・【様式5】

- (6) 執行体制【様式 6】
- (7) 実績書【様式 7】
- (8) 法人事業税の納税証明書（正本）※法人格を有しない場合は不用
- (9) 法人税の納税証明書（正本）※法人格を有しない場合は代表者個人の納税証明書

13 契約の締結

(1) 契約方法

契約手続きは、奄美市契約規則（平成 18 年 3 月 20 日規則第 41 号）の定めるところにより契約候補者と業務の契約交渉を行うものとする。

ただし、この交渉が不調となった場合、又は審査により選考された契約候補者が正当な理由なく契約しない時、参加資格を失した時は、選考委員会における次点順位者が次点の者と交渉を行い、契約を締結するものとする。

(2) 契約履行期間

契約締結日から令和 4 年 2 月 28 日（月）まで

ただし、新型コロナウイルスの感染状況により変更される場合がある。

(3) 契約予定金額

8,470,000 円（税込）を上限とし提案のあった金額

※原則上記(2) 契約期間の変更に伴う金額の変更はないものとする。ただし下記(4)のとおり市との協議による実施内容の変更に伴い金額が変更される場合がある。

(4) 契約の取扱い

①提出された企画提案書の内容は尊重するが、本プロポーザルの目的は受注適格者を選考するためのものであるため、当該企画をそのまま採用するものではない。

②実施内容については奄美市と充分協議を重ねた上で決定するものである。

14 その他

- (1) 本プロポーザルの参加に伴い発生した費用はすべて参加者の負担とする。
- (2) 同一事業者が参画する複数の企画提案は認めない。ただし複数の企画提案のいずれも共同企業体の代表以外の構成員である場合はこの限りでない。
- (3) 企画提案書は仕様書の内容を十分に踏まえ作成したものとする。
- (4) 提出期限以降の提出書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 本契約により制作された資料等の著作権は奄美市に帰属するものとする。
- (6) 提出書類の返却は行わない。
- (7) 提出書類、審査内容、審査経過等については公表しないものとする。

15 連絡先及び提出先

奄美市商工観光情報部紬観光課観光政策係 担当：有川

〒894-8555 鹿児島県奄美市名瀬幸町 25-8

TEL : 0997-52-1148 FAX : 0997-52-1364 Mail : kanko@city.amami.lg.jp

以上